

## 感染制御専門薬剤師認定申請資格

平成20年2月2日

### 1. 感染制御専門薬剤師認定申請資格

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた識見を備えていること。
- (2) 申請時において、日本薬剤師研修センター認定薬剤師、日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、あるいは日本医療薬学会認定薬剤師であること。(海外での研修、教育を受けた者は別途審査する)
- (3) 薬剤師としての実務経験を5年以上有し、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、日本薬学会、日本医療薬学会、日本環境感染学会のいずれかの会員であること。
- (4) 申請時において、引き続いて3年以上、病院等施設内の感染対策委員会またはICTメンバーとして感染防止対策に関与していること(病院長あるいは施設長等の証明が必要)、あるいはICD制度協議会が認定するインфекションコントロールドクター(ICD)の資格を有していること。
- (5) 認定対象となる講習(厚生労働省、日本病院薬剤師会、各都道府県病院薬剤師会が実施する感染対策領域の講習会、日本環境感染学会の教育セミナーなど)を所定の単位以上履修していること。
- (6) 日本薬学会、日本医療薬学会、日本環境感染学会、日本薬剤師会学術大会、関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において感染制御・防止対策に関する学会発表が3回以上(うち、少なくとも1回は発表者)、複数査読制のある国際的あるいは全国的な学会誌・学術雑誌に感染制御・防止対策に関する学術論文が2編以上(うち、少なくとも1編は筆頭著者)、病院・施設内における感染制御・防止対策に関与した業務内容報告の提出、の全てを満たしていること。
- (7) 所属長(病院長あるいは施設長等)の推薦があること。
- (8) 日本病院薬剤師会が行う認定試験に合格していること。

### 附則

- 1) 平成20年2月2日改定の感染制御専門薬剤師認定申請資格は平成20年4月1日より施行する。